（食品衛生法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の食品衛生法（以下この条において「新食品衛生法」という。）第五十六条（新食品衛生法第五十七条第二項（新食品衛生法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に食品衛生法第四条第七項に規定する営業（新食品衛生法第六十八条第三項に規定する場合を含む。次項において単に「営業」という。）の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

2　都道府県知事は、当分の間、新食品衛生法第五十六条第一項（新食品衛生法第五十七条第二項（新食品衛生法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可営業者又は届出営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

（理容師法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定による改正後の理容師法（次項において「新理容師法」という。）第十一条の三の規定は、施行日前に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

2　都道府県知事は、当分の間、新理容師法第十一条の三第一項の規定により理容所の開設者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

（興行場法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第四条の規定による改正後の興行場法（次項において「新興行場法」という。）第二条の二の規定は、施行日前に興行場法第一条第二項に規定する興行場営業（次項において単に「興行場営業」という。）の譲渡があった場合における当該興行場営業を譲り受けた者については、適用しない。

2　都道府県知事は、当分の間、新興行場法第二条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者（興行場営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

（公衆浴場法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第五条の規定による改正後の公衆浴場法（次項において「新公衆浴場法」という。）第二条の二の規定は、施行日前に公衆浴場法第一条第二項に規定する浴場業（次項において単に「浴場業」という。）の譲渡があった場合における当該浴場業を譲り受けた者については、適用しない。

2　都道府県知事は、当分の間、新公衆浴場法第二条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者（浴場業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

（クリーニング業法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第六条の規定による改正後のクリーニング業法（次項において「新クリーニング業法」という。）第五条の三の規定は、施行日前に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

2　都道府県知事は、当分の間、新クリーニング業法第五条の三第一項の規定により営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

（美容師法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第七条の規定による改正後の美容師法（次項において「新美容師法」という。）第十二条の二の規定は、施行日前に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

2　都道府県知事は、当分の間、新美容師法第十二条の二第一項の規定により美容所の開設者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第八条の規定による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（次項において「新食鳥処理法」という。）第七条の規定は、施行日前に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業（次項において単に「食鳥処理の事業」という。）の譲渡があった場合における当該事業を譲り受けた者については、適用しない。

2　都道府県知事は、当分の間、新食鳥処理法第七条第一項の規定により食鳥処理業者の地位を承継した者（食鳥処理の事業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間において、少なくとも一回調査しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第十一条　この法律の施行前にした行為及び附則第三条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第五十三号

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　民事執行法の一部改正等
　第一節　民事執行法の一部改正（第一条）
　第二節　民事執行法の一部改正に伴う経過措置（第二条―第三十二条）
　第三節　民事執行法の一部改正に伴う関係法律の整備（第三十三条―第四十四条）
第二章　民法の一部改正等
　第一節　民法の一部改正（第四十五条）
　第二節　民法の一部改正に伴う経過措置（第四十六条）
第三章　鉄道抵当法の一部改正等
　第一節　鉄道抵当法の一部改正（第四十七条）
　第二節　鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置（第四十八条―第五十一条）